

公益社団法人草加市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人草加市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用等の支給)

第3条 センターは、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。但し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定に基づき派遣された草加市職員の身分を有する者以外の地方公務員法で規定する一般職及び特別職に属する地方公務員はこの限りではない。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は理事会及び監査のほか、役員の職務として出席するものについてその都度日額とする。
- 4 役員には報酬、賞与、扶養手当、退職手当及び費用以外は支給しない。
- 5 常勤理事がセンターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与及び旅費規程に定める旅費以外は支給しない。
- 6 前2項及び4項は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定に基づき派遣された草加市職員の身分を有する者についてはこの限りではない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表3に定める金額とする。なお、別表3の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

3 常勤理事が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定に基づき派遣された草加市職員の身分を有する者である場合、報酬等については、別表 5 に定める金額の範囲内とする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤理事の報酬は月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程を準用するものとする。

2 非常勤役員にあつては、月ごとに支払うものとする。

(諸手当)

第 6 条 常勤理事の諸手当は次のとおりとする。但し、常勤役員が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定に基づき派遣された草加市職員の身分を有する者である場合は支給しない。

(1) 賞与

別表 2 に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(2) 扶養手当

別表 2 に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(3) 退職手当

退職手当は、常勤理事が円満に勤務し、退任したときに支給するものとし、死亡により退任した場合には、その法定相続人に支払うものとする。

なお、規定する退職手当は、退職時に毎月の報酬額に 100 分の 100 の割合を乗じた額に、その在職年数を乗じて得た額とする。

(費用)

第 7 条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 費用の額は、別表 4 により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬等及び費用の支給方法)

第 8 条 常勤理事に対する報酬等及び費用の支給方法は職員給与規程を準用するものとする。

2 非常勤役員にあつては、現金で支給するものとする。

3 報酬等及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 9 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

別表 1 常勤理事の報酬

常勤理事 専務理事 報酬	25 万円までの範囲内 (月額)
--------------------	------------------

別表 2 常勤理事の諸手当

常勤理事 専務理事 賞与	130 万円までの範囲内 (年額)
扶養手当	24 万円までの範囲内 (年額)

別表 3 非常勤役員の報酬

(1) 理事会及び監査	日額 3,000 円
(うち、税理士等の資格を有する監事)	日額 10,000 円)
(2) その他役員の職務として出席するもの	日額 3,000 円
(うち、税理士等の資格を有する監事)	日額 10,000 円)

別表 4 費用の額

(1) 役員の出張等に係る費用	旅費規程に定める額
(2) 役員の通勤に係る費用	職員給与規程に定める額
(3) その他	実費相当額

別表 5 草加市職員の身分を有する者

常勤理事 専務理事 報酬	180 万円までの範囲内 (年額)
--------------------	-------------------